

織田政権における寺社支配の構造

朴 秀 哲

【要約】 織田政権による寺社支配の性格については、二つの説が対立しつづけている。本稿では、それを前提に、主に織田政権における寺社支配の原理や構造について考察した。まず、信長の寺社支配類型を、①「全面的弾圧」型、②「全面的保護」型、③「一部保護」型の三つに分類した。それを通して先行研究のように、信長の寺社弾圧・「根切」政策と寺社保護・寺社領「温存・回復」政策の中で、どちらかだけを重視するのは見直す必要があると強調した。そして、三つの類型にわかれる基準について分析し、忠節↓保護・敵対↓弾圧の論理を提示した。また、信長が軍事的奉公⇨忠節を寺社に求める事例は、主に天正初期に集中しており、織田政権の安定化につれ、その数が激減してしまう現象とその意義を考察した。次に、信長における寺社支配の展開について検証した。特に従来にはほとんど言及されなかった、信長の高野山に対する「悔返し」主張がもつ意味を分析し、それと秀吉とのつながりについて糾明した。また、天正一〇年甲・信地方における「礼銭免除」政策をとりあげ、中でも「取次銭」の免除に注目した。礼銭は中世、とりわけ室町・戦国期に盛んであり、ほぼ全時期にわたって織田政権も室町幕府と同様に、礼銭のしくみから脱皮しえず、慣行化した中世以来の礼銭構造は依然として続いていた。本稿では、織田政権がかかる構造からの脱皮へとその方向を転換したのを、この甲・信地方の「礼銭免除」政策とし、織田政権における一つの画期として天正一〇年に注目すべきだと提唱した。

史林 八三巻二号 二〇〇〇年三月

はじめに

元龜二年（一五七二）九月二二日、信長による延暦寺焼打ちは、伝統的權威を誇る寺社勢力との断絶をはかった織田政権の近世的姿勢を示す象徴的事件として評価されてきた。信長は延暦寺以外にも武力をもって、本願寺・高野山ら寺社に徹底的な弾圧を加え、多数の僧侶を殺し、数多い寺社領をも没収した。特に長島・越前の一向一揆勢力に対する「根切り」といわれる皆殺し政策は、実に「前代未聞」といつてよく、織田政権の寺社勢力に対する弾圧の頂点を示している。この点から織田政権における寺社政策の核心は寺社に対する「弾圧」であり、これが織田政権が近世権力であることの有力な根拠でもある、という見解が成立する。

最初辻善之助氏によって提起されたこの説は、^①今井林太郎・朝尾直弘氏によって継承・発展された。今井氏は、辻説に欠けている信長による寺社勢力に対する弾圧の必然的契機や内的構造を、寺社の上分権を排除し一円領主となることを望んでいた土豪の名主層の動向を中心に分析する。同氏は寺社勢力を伝統的權威に立つ勢力とみ、信長は独力では一円領主に成長することの困難な土豪の名主層を家臣団に編入し、寺社勢力に徹底的な戦いを挑み、その伝統的・中世的權威を否定したとする。^②一方朝尾氏は、織田政権に対する最大の対抗勢力を伝統的顯密寺社ではなく、百姓層まで抱き込んだ一向一揆・本願寺とみ、一向一揆との戦いの中でそのイデオロギーの克服を痛感した信長は、自ら「神格化」をとげ、「世界には他の主なく、彼の上に万物の造主もない」絶対者として「地上に於て」君臨する道をとったとされる。^③

両者の主な論点や観点は多少異なっているが、織田政権を近世権力とみ、信長による寺社抑圧や寺社勢力の屈服を重視することに共通点がある。しかし今井説や朝尾説は、織田政権の寺社政策を全面的に分析した結果とはいいがたく、その一部に触れているにすぎない。信長による寺社勢力に対する「弾圧」の面を強調する両説では、それと同時に一見矛盾した、室町幕府の政策とあまり変わらないともいわれる織田政権による寺社領安堵・保護政策をどう評価すべきか、という

点が追求されていない。

ところが、これについては既に、戦前に田中義成氏の指摘があり、この田中説を継承・発展し、信長の寺社勢力に対する妥協的姿勢を重視しているのが、脇田修氏である。同氏によれば、信長には最後まで寺社など伝統的勢力を排除する意図が全くなく、彼も室町幕府のように、中世土地所有の基本原則の一つである「当知行」の原理を基準に、寺社領を安堵している。織田政権は決して、莊園制の廃止を目指したのではなく、むしろ寺社領を「温存・回復」する政策を実施していたとされる。ただし脇田説も、信長の寺社本所領に関する莊園政策を分析するにとどまり、織田政権の寺社政策に関する全面的分析とはいいがたい。信長が寺社領「温存・回復」政策と同時に、なぜ延暦寺の焼打ち、長島や越前の一向一揆の「皆殺し」など、寺社に対して超強硬政策をとっていたのか、その構造や信長の論理についてはあまり触れていない。

しかし、以上の問題点を抱えている今井・朝尾・脇田説であるが、近年になっても、この両説を克服した研究はあらわれていない。その主な原因は何より、織田政権の寺社支配・政策の実像に関する実証的研究が全般的に少ないことにあると思われる。一向一揆・本願寺については歴大な研究業績が蓄積されているものの、そのほかは安土宗論^⑤、延暦寺焼打ちなど、ごく一部の研究しかない。確かに実証的研究がすこしずつ進んでいるものの、それはほとんど本願寺・一向一揆に限られ、未だ充分とはいいがたい状況に置かれている。

本稿では、以上のような研究の現状を前提に、主に、織田政権における寺社支配の原理や構造について分析したい。ただし本願寺など個別的な寺院や神社を分析対象にする研究方法をとらず、寺社勢力全般に対する織田政権の政策をできるかぎり総合的に分析する。

まず、織田政権における寺社支配の実像、その支配原理を考察する。織田政権には幾つかの寺社支配類型が設定されており、それに応じ寺社を支配していたことと、信長にとって寺社弾圧・「根切」政策と寺社保護・寺社領「温存・回復」政策は決して対立・矛盾するものではなく、互いに併存しうる政策であったことを解明する。

次に、織田政権の成立と展開に照応して、それぞれの段階における寺社支配の展開過程を考察する。織田政権はその性格の変化とともに、各段階における寺社支配にもそれと同様、それぞれ異なる姿勢を示していたと思われる。朝尾氏以外の先行研究は、この点についてほとんど触れておらず、しかも朝尾氏も主に一向宗との関係を中心に述べられるに止まり、この問題はより詳しく考察する必要があると思われる。特に天正一〇年に注目したいが、先行研究はこの点についてあまり触れていない状況である。

① 辻氏は、信長における寺院政策の核心を仏教勢力に対して積極的な破壊をくわえた「強圧・圧迫」政策とみ、これは信長が仏教の権威を否定していたから可能だったとされる（辻善之助『日本仏教史』近世編之一の第九章第一節「織田信長の宗教政策」岩波書店、一九五二年）。

② 今井林太郎「信長の出現と中世的権威の否定」（岩波講座「日本歴史」近世一、一九六三年）四九頁。

③ 朝尾直弘「將軍権力」の創出（一・二）（三）（四）（『歴史評論』二四一・二六六・二九三号、一九七一・七二・七四年、のち同「將軍権力の創出」岩波書店、一九九四年に所収、二九頁）。しかし「神格化」論については、史料の信憑性が問題視され、「武田氏滅亡の感謝をこめて、宗教儀式がなされたとも考えられるが、信長が神となったことは、他の史料にもみられず、信憑性が薄い」とする脇田修氏の批判（『近世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七七年、二九九―三〇〇頁）と、「この出典はキリシタン宣教師の記録のみで、日本側の史料では、まったく裏付けが無いのである」とし、「もしも信長が、全国の寺社から、大切な本尊や神体を召し上げたとなれば、僧侶や神官達は死を賭した抗議を行ったであろう。このような動きの痕跡すら確認できないから、宣教師の記録そのものを疑うべきである」とした

三鬼清一郎氏の批判（『織田政権の権力構造』講座日本近世史一「幕藩制国家の成立」有斐閣、一九八一年、のち藤木久志編『織田政権の研究』吉川弘文館、一九九五年所収、一〇〇頁）がある。確かに信長による「神格化」をそのまますべて事実として認めることには疑問が残る。しかしキリシタン宣教師の記録のみと比べて、それを悉く否定する必要はなく、信長が自分の権威を高めるために、それと類似した行事をおこなっていたから、このような記録も残されたと思われる。特にそれが天正一〇年だったというその時点が注目される。

④ 田中氏によれば、信長の叡山など寺社攻めは墮落した「悪僧」にかざられるものであり、仏教そのものを排撃せず、信長は逆に学僧尊重・敬神の寺社政策を施したとされる（同「信長と宗教」『織田時代史』明治書院、一九二四年、のち講談社学術文庫で復刊、一九八〇年）。

⑤ 脇田修「織田政権下における莊園領」『織田政権の基礎構造』（東京大学出版会、一九七五年）。

⑥ 両説の主張が全く相いれない原因は、脇田氏は信長の寺社領莊園政策、今井・朝尾氏は信長と寺社の関係ないその政治的動向を主な対象とするという分析方法の差にあるが、より重要なのは、信長の地位に対する両者の異なる評価である。脇田氏は「寺社領などの墮落は、信長もおこない、家臣団においても抑妨をおこなっている。しかし、

論理的には、これを正当化はできず、朝廷からの要求があれば、押妨をどめねばならなかった」（脇田修「織田政権の基礎構造」一七五頁）と信長を把握している反面、今井氏は「私の靈験を誇っていた寺院も、彼の権力の前にはまったく無力な存在で」（今井林太郎、前掲論文、八二頁）、「信長の前には中世以来の宗教的な權威はまったく通用しなかった」（同右、八三頁）と、朝尾氏は信長が神仏自体を否定しなかったものの、神仏をして自分を崇拜させ自ら神格化をとげ、絶対者の道をたどったと理解している。脇田・今井氏には織田政権の段階差による寺社政策の変化という認識がほとんどなく、朝尾氏のように段階差を設定すべきである。

- ⑦ 笠原一男「一向一揆の研究」（山川出版社、一九六二年）。井上鋭夫「一向一揆の研究」（吉川弘文館、一九六八年）。藤木久志「統一政権の形成」（岩波講座「日本歴史」九、一九七五年）。峰岸純夫「一向一揆」（岩波講座「日本歴史」九、一九七五年）。神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」（歴史学研究）四四八、一九七七年）。峰岸純夫編「本願寺・一向一揆の研究」（吉川弘文館、一九八四年）。藤木久志「一向一揆論」（講座日本歴史）中世二（東京大学出版会、

一九八四年）。辻川達雄「織田信長と越前一向一揆」（誠文堂新光社、一九八九年）。稲本紀昭「織田信長と長島一揆」（日本国家の史的特質）（思文閣、一九九五年）。神田千里「信長と石山合戦」（吉川弘文館、一九九五年）など。

⑧ 辻善之助「安土宗論」前掲書。中尾堯「安土宗論の史的意義」（日本歴史）一一二、一九五七年。藤井学「日蓮宗徒の活躍」（京都の歴史）四（学芸書林、一九六九年）。半田実「安土宗論について」（年報中世史研究）五、一九八〇年）など。

⑨ 田中義成、前掲書。

⑩ 織田政権は本願寺の「大坂並」体制を解体したとする藤木久志説（「統一政権の成立」前掲論文）を継承し、それを信長の寺内町特権に対する態度を中心に分析している堀新「織田権力の寺内町政策」（古文書研究）三三三、一九九〇年）。脇田説に同意し、信長が自分に敵対しない寺院、又一度敵対したものの、降参した寺社に対しては「寺内町」特権を保護していたとする神田千里（「信長と石山合戦」前掲書）。その他、中尾堯編「論集日本仏教史」六（雄山閣、一九八八年）所収論文など。

一 寺社支配の類型と原理

1 三つの類型

信長にとって寺社に対する弾圧・保護政策は決して相矛盾するものではない。天正三年（一五七五）九月、信長は次の文書を下した。この時期は、天正二年（一五七四）に続き、僧侶・百姓に対する皆殺しを強行するなど、一向一揆に対する弾圧の度が頂点に達した時点でもあった。しかしこの時期でさえ弾圧と保護政策は併存していた。

一、宛行二郡中寺庵領・社領、悉可相落之、給人衆有之領内寺社領可為同前、但仍事給人二可遣之も可有之事(A)、
織田大明神領之義二付、先祖別而子細有之儀候間、一切不可落之事(B)、

以上、

天正參

(信長)

九月廿三日

在印

不破河内守殿

(光忠)

佐々内藏助殿

(成政)

前田又左衛門尉殿^①

(利家)

この文書は内容からみて、闕所する(A部分)と、特別に保護する(B部分)の二つにわけられる。かりに、これをそれぞれ信長の寺社支配におけるA型・B型とする。

A型は「和泉一國一揆寺内之事、悉可令破却之」^②とか、「為曲事、惣寺領悉以可有御勘落」^③のように、闕所をはじめ社に対する全面的弾圧をとまなう。従って「全面的弾圧」型ともいえよう。延暦寺や一向宗系寺院はこの類型に属する代表的事例で、信長は自分に敵方した寺社に対しては、基本的にこれを適用している。B型と分類される代表的な寺社は織田社をはじめ、熱田社・曇華院・長福寺・仁和寺・宝鏡寺などがある。守護不入の権利が保証された寺社はほぼこれに当たる。信長の祈願所、天皇の勅願所、無縁所などを名乗っているこれら寺社は、信長から守護不入権をはじめ、寺領安堵、課役免除など様々な保護を受けている。その点でB型は「全面的保護」型ともいえよう。

A型を強調すれば、信長が寺社の伝統的權威を否定したことになる。B型を強調すれば、信長が伝統的權威と妥協したことになる。しかしA型とB型は決して相反するものではなく、同時に併存しうるものである。A型であれB型であれ、

それぞれは織田政権における寺社支配方式の一つの類型にすぎないのである。もちろん、織田政権の寺社に対する政策が全面的弾圧と全面的保護だけで構成されているのではない。実際にはA型・B型の枠に入らない様々な寺社支配の形態が存在する。ここでは、それらをまとめて、かりにC型とする。

信長による寺社保護の内容は概ね、①守護不入（自検断・譴責使入部禁止・アジール権）、②寺領・職の安堵、寄進・還付（安堵系）、③諸役・臨時・新儀の課役、借錢・質物・徳政の免除（免除系）、④不法行為（狼藉・乱妨・陣取・放火・竹木伐採・寄宿）の停止（停止系）、⑤その外（宗教活動の保証・支援など）に分類される。表1は、このような信長による保護の数を年代別に示したものである。

C型は大抵この中に一つか二つかの権利が認められるに止まる。当然守護不入など特別な特権は認められていない。表1に示したように、約二八一件の保護の中で、安堵系・免除系・停止系のすべてが保護されたのは、一六件しかなく、守護不入権が認められたのも、一三件に止まる。織田政権における寺社に対する保護の大半は、寺領安堵などに止まるのである。例えば、社領は安堵されたものの、「落来」田嶋に対して、毎年四百石の運上米や軍役四百人の陣詰を命じられた永祿一二年（一五六九）の賀茂社や、同じく寺領は安堵されたものの、「相除臨時課役、無相違御寺納簡（肝）要候^⑤」と、臨時課役は免除されなかった天正九年（一五八二）の山城金蔵寺は、その代表的事例である。陣詰め・課役負担のかわりに、信長から寺領安堵などの保護を受ける。同じ保護の側面を有していても、寺領安堵など一部だけが保護されるC型は、寺領安堵はもちろんのこと、守護不入権さえ認められるB型とは大きく異なるのである。この点で、C型は「一部保護」型ともいえよう。

従って、闕所処分を寺社支配における信長の基本政策とするのは再考を要する。奥野高広氏は織田政権の両面性を認めながらも、「寺領は原則として闕所、これが織田政権の基本政策の大きな柱である^⑥」とされる。しかし織田政権の寺社支配には現実的に闕所された寺社（A型）以外に、一部だけが保護された寺社（C型）、特別に保護された寺社（B型）が存

表1 保護の形態・数

年	安堵系	免除系	停止系	二つ系の保護	三つ系の保護	その他	小計 (守護不入)
	寺領・職 ・年貢米 ・地子銭 など安堵 ・寄進・ 還付	課役(諸 役・新儀 ・非分) 借錢・質 物・徳政 など免除	狼藉・放 火・陣取 ・寄宿・ 竹木伐採 など不法 行為停止				
上洛以前(永禄11)	13	5	3	7	8	6	52(10)
上洛以後～元亀4	33	5	24	13	3	8	86(6)
天正1～天正3	26	2	11	9	3	7	58(4)
天正4～天正7	20	1	8	4	1	9	43(2)
天正8～天正10	12		3	27	1	9	52(1)
総計	104	13	49	60	16	39	281(23)

注1、表は奥野高広『増訂織田信長文書の研究』をもとに作成。

注2、年度が特定されない文書は外した。また、信長の意志とは関連がなく、その家臣の独自の判断によるものとされる文書は除外し、信長の朱印状・判物や家臣の奉書に限定した。

注3、副状がある場合も同一内容であれば、別に数えず一括し、宛名が寺社・僧侶以外の場合(何々荘・村など)、原則的には除外した。

注4、守護不入の寺社は以下の如くである。

- ① 上洛以前：天文18年の尾張熱田社、同23年の尾張法輪寺、永禄1年の尾張雲興寺、同年の尾張正眼寺、同3年の尾張東竜寺、同5年の尾張阿弥陀寺、同6年の尾張妙興寺、同7年の尾張定光寺、同8年の尾張津島社、同10年の尾張蓮台寺
- ② 上洛以後～元亀4：永禄11年の近江百濟寺、同12年の摂津忍頂寺、元亀1年の山城雲華院、同3年の摂津長遠寺、同3年の山城長福寺、同4年の山城長福寺
- ③ 天正1～天正3：天正1年の越前織田社、同1年の山城仁和寺、同2年の山城宝鏡寺、同2年の山城宝鏡寺
- ④ 天正4～天正7：天正5年の山城長福寺、同7年の尾張小松寺・遍照寺
- ⑤ 天正8～天正10：天正9年の大和大乗院

注5、時期区分の指標は、天正1：義昭追放、天正4：安土城建設、天正8：本願寺屈服。

例え、信長による寺社弾圧の「頂点」ともいえる天正三年の越前に、その範囲を限ってみても、寺社保護の事例は数多くみられ、寺舎以下建立許可の誠照寺・証誠寺・專照寺^⑦、寺領安堵の専修寺^⑧、諸役免除の專照寺^⑨、寺建立許可の西蓮寺^⑩、諸役・夫役免除、山林伐採禁止の大滝寺^⑪、霊供米徴収権安堵の慈眼寺^⑫があった。闕所はあくまで三つの類型の一つにすぎず、織田政権における寺社支配は現実的にはA型・B型・C型という三つの類型に分類される。闕所だけを寺社

在している。

支配の基本政策とするのは見直す必要があると思われる。闕所は決して寺社に対する信長の基本政策ではない。闕所であれ、守護不入権であれ、状況に応じて三つの類型のいずれかを選択したのが寺社に対する織田政権の基本政策なのである。ただし、注意しておきたいのは、三つの類型が時期によっては変化しうる流動性をもっていた点である。ある寺社に対する信長の支配類型は決して、堅く固定された不変のものではなく、時期によって変化可能なものであった。

近江の百濟寺はその典型的な例の一つとしてあげられる。永禄一年（一五六八）九月、百濟寺は信長の祈願所として、様々な特権を受け厚く保護されていた¹³。しかし天正元年（一五七三）に至り、一揆に味方した百濟寺は信長を敵にし、その結果、徹底的に弾圧され「四月十一日、百濟寺当（堂）塔伽藍坊舎仏閣悉く灰燼とな」ってしまった¹⁴。永禄一年の百濟寺はB型、天正元年のそれはA型といえよう¹⁵。

信長にとって、寺社に対する徹底的弾圧と寺社領安堵などの保護は、決して互いに矛盾するものではなく、互いに併存しうるもので、現実的にはこのように三つの類型として存在した。信長はある寺社に対しては、この三つの類型の中でいずれかを適用した。これが織田政権における寺社支配の原則で、先行研究のように、保護か弾圧かのどちらだけを強調する二者択一は妥当ではないのである。

では、信長はどのような基準をもとに、三つの類型のいずれかを選択したのか。次はこの点について考察してみたい。

2 忠節・礼銭の論理

文亀年間に入ると、延暦寺を味方とする浅井・朝倉軍と織田軍との間に激しい合戦が繰り返された。その中で、まず信長は背後の脅威を取り除くため、延暦寺攻めを敢行し、叡山を悉く焼き打ちした。ところで、信長が延暦寺焼き打ちの前に提案したとされる次の史料には、類型選択の基準がよく示されている。

（元亀二年）九月十二日、（中略）、山門の衆徒召出だされ、今度信長公へ対し御忠節仕るに付いては、御分国中にこれある山門領、

元のごとく還附せらるべき旨（A）御金打なされ、其上御朱印を成遣はされ、併、出家の道理にて一途の最負なし難きにおいて、見除仕候へと（B）事を分て仰聞けられ、もし此兩条違背に付いては、根本中堂・三王廿一社初めとして、悉く焼き払はるべき趣（C）御詫候キ。

この史料は内容からみて三つの部分に構成されている。信長は山門を焼き払う前に、①山門が忠節を尽くせば分国の山門領を還付する（A部分・忠節↓保護）、②出家の道理で一方だけを最負できないとすれば中立でいよ（B部分・中立↓現状維持）、③以上に違背し朝倉氏に味方すれば叡山を全て焼き払う（C部分・敵対↓弾圧）と、異なる三つの選択肢を示した。

まず第一に、選択肢を提示したことからわかるように、最初信長には延暦寺を弾圧する意図がなく、結果的にそうなたにすぎない。この元亀年間段階の信長権力は依然として、出家の道理という仏教の原理を認め、顕密仏教そのものの自体は否定していない。信長はあくまで山門との和平を望んでいたが、山門の拒否にあつて実現できなかったのである。「山門の衆徒等逆心を企て、自業得果の道理を以て山上山下灰燼となる」と、織田政権における弾圧の対象は、寺社そのもの自体ではなく、「悪僧」と表現される信長に敵対した寺社勢力だけであった。

第二に、弾圧か保護かの基準は、寺社の信長に対する忠節の有無であった。味方し忠節を尽くせば山門領を安堵・保護し、逆に敵対すれば徹底的弾圧を加えるという論理である。これが織田政権における寺社支配の基本原理であり、かりに忠節↓保護・敵対↓弾圧の論理としよう。

天正三年六月、信長の越前攻めと関連している次の史料にも、この論理がよくあらわれている。

当三ヶ寺之事、大坂為各別之旨、聞届訖、然上、此時別而可抽忠節之由神妙、寺舎以下如先々建立之、可専忠義之状如件、

天正三年

六月十四日

信長朱印

越前国

誠照寺

山本寺

中野寺^⑩

大坂とは本願寺をさす。誠照寺らは本願寺と同じ浄土真宗でありながら、信長に味方しそれに忠節を尽くした結果、寺舎再建の承認など信長からの保護を受けている。いわゆる忠節↓保護の構造である。

信長にとって寺社の忠節とは、越前平泉寺の「御忠節仕るべきの由候て、人数を出し手を合せ、朝倉左京大夫義景遁れ難き様躰なり」という軍事行動・「戦功」を指す。寺社は忠節を媒介に寺領安堵・地子銭以下免除など様々な保護を受けており、織田政権もこれに積極的にこたえ、「依忠節知行方如望可宛行之」とか、「恩賞事、依戦功可随望候也」の姿勢を示していた。しかも天正三年六月「今度出馬刻、於忠節之輩者、雖為一揆等其罪免、本知勿論、依其身働新知可充行」のように、保護はまさに「忠節次第」であった。

ただし、信長が保護するかわりに寺社に求めたのは忠節だけではなかった。天正九年、近江飯道寺の「当寺領近年令知行分事、聊以不可有相違、如有来全令進止之、可勤寺役之」というように、勤役・祈祷ら寺社本来の役目を求めた事例もあった。信長が保護のかわりに、寺社に勤行・修理を命じた事例は、その外にも、元龜二年の尾張意足軒、天正元年の近江竹生島、天正五年の山城松尾社、同七年の山城永養寺、山城知恩院など数多く見られる。

保護に対する反対給付として、信長は寺社に忠節ないし勤行を要求し、寺社側もこれに応じ、軍事行動または勤行に勤めたのである。勤行より忠節のほうが、一層積極的に信長に味方する行為で、同じ保護といっても、「本知」安堵にとどまるか「新知」まで与えるかのようになり、寺社の信長に対する忠節の度によって差があった。

ところで、保護の代わりに、信長が寺社に勤行・修理を命じた事例は上洛以前から全期間にわたって散見される反面、寺社に対して忠節を要求したそれは主に天正三年に集中しているのが注目される。天正三年一〇月、柴田勝家の老臣柴田

表2 忠節の事例

年	対象	内容	備考
永祿10	興福寺在陣衆中	御入浴之儀、不日可致供奉候、此刻御忠節肝要候	義昭への忠節
天正2	越前法雲寺	越州出馬之刻、可抽忠節之由尤神妙候	秀吉副状アリ
◇ 2	紀伊金剛峯寺衆徒中・同在陣衆中	所々被陣取御馳走之由、可然候、弥被励忠節候者、為自他尤候	
◇ 3	美濃安養寺	依今度忠義、当寺境内・寺領地子以下之事、令免除之訖	
◇ 3	越前池田庄諸給人中・日蓮門徒中・三門徒中	今度出馬刻、於忠節之輩者、雖為一揆等其罪免	
◇ 3	越前誠照寺・証誠寺・専照寺	此時別而可抽忠節之由神妙、寺舎以下如先々建立之	
◇ 3	越前称名寺	今度下間筑後法橋被討捕、忠節無比類付而	柴田勝定判物
◇ 6	紀伊根来寺	数日苦勞忠節中々不忘	
◇ 8	紀伊雜賀惣中	此時別而可励忠節、然雖為一人、至大坂不可相通	
◇ 8	紀伊金剛峯寺	別而可抽忠節事、專一候也	

注、表は『増訂織田信長文書の研究』をもとに作成。

勝定は越前の黒目称名寺に次のような判物を下した。

以上

(類照)

今度下間筑後法橋討捕、忠節無比類付而、其方門徒婦參人

之儀、可有御進退之旨、(柴田)勝家折番を被遣之候、并黒目・米

納津・野中・下野此四ヶ村之者共、腰力(刀) 武器等致用

意、弥可忠節旨、被申出候条、被成其心得、可被申付者也、

仍如件、

天正參

柴田源左衛門尉

十月十八日

勝定(花押)

称名寺

床下^⑨

寺社の忠節は「下間筑後法橋討捕」の行為で、織田政權が寺社勢力に望んだ忠節とは、このように腰刀・武器を用意し、信長の敵対勢力に直接的な攻撃を加える軍事行動であった。信長は自分に敵対する寺社勢力を「悪僧」とし、それを攻めながらも、味方する寺社勢力には軍事的行動を求め、結局、寺社勢力がもつ「武力」そのものを完全には否定できなかったのである。天正三年七月金森長近が「其国乱入ニ付て、大野郡至被抽忠節おゐてハ、一所可申付事、

不可有相違候、併可任忠儀候」という趣旨の書状を、専福寺、賢松寺、保福寺、山田兵内助、山田猪介、戸田権内、印牧勝藏坊、同十城坊、笠井三郎右衛門尉、野尻与一にいつしよに与えたように、この段階の信長にとって、寺社と在地領主とは同一に扱われ、軍事力をもとめられる存在であった^②。

天正三年段階の織田政権は、このように依然として寺社勢力の「武力」を必要としていた。これは確かに、刀狩令を通じて寺社勢力の武力、そのもの自体を否定した秀吉の政策とは大きく異なる点と言わざるを得ない。しかしそれと同時に、表2に示したように、信長が寺社に軍事的忠節を要求する事例は天正八年を最後に、全くなくなってしまう現象にも注目する必要がある。これは後述するように、天正八年以降、織田政権の安定化・寺社勢力の弱体化につれ、寺社武力の利用価値が下がり、結局寺社に対して忠節を要求する現象自体が消えてしまったのである。すなわち、寺社に軍事力を求め、それを利用せざるをえない天正三年前後の段階から、天正八年以降に至ると、もはやその必要性がなくなり、織田政権の性格が大きく転換したのである。

一方、寺領安堵をはじめ様々な保護をうけた寺社は、その御礼として信長へ金銭を納めざるをえなかつた。天正九年と比定される次の史料には、この「札銭」と寺社保護との相関関係がよく示されている。

以上、

一宮之儀、土肥但馬殿へ被申理、如前々、社納当知行社務分目無相違、借物以下用捨之段、堅被申出候、就其御祝儀之黄金、早速可被相調候、若菟角申仁候而不相調、於遅々者、社中之可為大事候、委曲兩人ニ申渡候、恐々謹言

岩越小兵衛

八月二十三日

吉久（花押）

一宮惣中

参^③

岩越吉久は、信長の家臣菅屋長頼の使で能登一宮支配を担当している人物と考えられる。保護に対する反対給付として、礼銭の納付を露骨に強要し、もし未納の場合「社中之可為大事」と脅迫しているのが注目される。織田政権の寺社保護は、このように礼銭の納付を前提に成立しており、かりにこれを保護↓礼銭の論理と呼んでおきたい。実際にあらゆる保護にはかかる礼銭を納める必要があった。

そしてある意味で、礼銭は一種の課役でもあった。永禄十一年一〇月、信長の家臣、織田吉清らは法隆寺に「昨日申渡候家銭之儀、銀子百五十枚、早々今日中可被相立候」と、家銭の納付を命じた。この家銭については同年同月、松永久秀は「信長へ要脚」、同年十一月、松永の家臣竹内秀勝は「信長へ之御礼銭」・「信長へ礼物」と表現している。信長は社に、権利保証・認定という保護に対する、ある意味で一種の課役として礼銭を要求している。天正一〇年まで、ほぼ全時期にわたって、織田政権も保護↓礼銭というしくみから脱皮しえず、慣行化した中世以来の礼銭構造は依然として続いていた。織田政権がこのような構造から脱皮しようとしたのが天正一〇年、甲・信地方における「礼銭免除」政策である。次はその点に留意しながら、織田政権における寺社政策の展開について分析する。

- ① 奥野高広「増訂織田信長文書の研究」下、五四八号（吉川弘文館、一九八八年、以下「信長文書」上・下・補と略す）。
- ② 「信長文書」補、九四号。
- ③ 「信長文書」下、五四七頁。
- ④ 「信長文書」上、一八九号。
- ⑤ 「金藏寺文書」（京都大学所蔵影写本）。
- ⑥ 「信長文書」補、二二九頁。なお、同「織田政権の基本路線」（『国史学』一〇〇、一九七六年）参照。
- ⑦ 「信長文書」下、五一九号。
- ⑧ 「法雲寺文書」「福井県史」資料編五。
- ⑨ 「専念寺文書」「福井県史」資料編三。
- ⑩ 「西蓮寺文書」同右。
- ⑪ 「大滝神社文書」「福井県史」資料編六。
- ⑫ 「慈眼寺文書」同右。
- ⑬ 「信長文書」上、九九号。
- ⑭ 「信長公記」（角川文庫本）巻六。
- ⑮ これは本願寺にも適用され、信長と戦いが続けられた天正八年以前はA型、和平を結んだその以後はC型といえよう。
- ⑯ 「信長公記」巻四。
- ⑰ 同巻五。

⑮ 同じく和泉榎尾寺についても、「寺中の悪僧共、山下の郷中相抱へ、承引これなし」（『信長公記』巻十四）と、信長の弾圧対象はあくまで自分に敵対する勢力に限られている。

⑯ 注⑦と同。

⑰ 注⑨と同。

⑱ 「安養寺文書」『岐阜県史』史料編古代中世一。

⑳ 注⑧と同。

㉑ 「信長文書」下、七二三号。

㉒ 「誠照寺文書」『福井県史』資料編五。

㉓ 「信長文書」補、一三三二号。

㉔ 「信長文書」上、二九二号。

㉕ 「信長文書」上、三七四号。

㉖ 「信長文書」下、七五一号。

㉗ 「信長文書」補、一九七号。

㉘ 「信長文書」補、一九八号。

㉙ 「称名寺文書」『福井県史』資料編四。

㉚ 「専福寺文書」『福井県史』資料編七。なお信長も、天正二年七月

「越州出馬之刻、可抽忠節之由、尤神妙候」（『法雲寺文書』『福井県史』資料編五）という趣旨の文書を、法雲寺・朝倉孫三郎らに出している。

㉛ 「信長文書」下、六一〇頁。

㉜ 「信長文書」上、二三三頁。

㉝ 「信長文書」上、二〇八頁。

㉞ 「信長文書」上、二〇九頁。

㉟ 「信長文書」上、二一〇頁。

二 寺社支配の展開

1 「一括的」保護政策の成立

永祿一一年（一五六八）九月、信長は足利義昭を擁して上洛を果たし、「中央政界」への進出に成功した。これをきっかけに信長も単なる地方大名から義昭とともに中央政治を左右する実力者に変身した。しかし信長の寺社に対する政策には、それにくらべるほどの大きな変化はみられない。

上洛以前、信長は寺社保護の路線を堅持していた。この時期信長の寺社に対する姿勢は尾張熱田社に関する政策の中によくあらわれている。

天文一八年（一五四九）十一月、信長は熱田社に対して、自検断をはじめ、アジュール権、諸役免除、不法行為の制止な

を保証する制札を下した。^① 明示はされていないが、いわゆる守護不入権の安堵である。これは熱田社の場合、宮中の諸事は神前で大法を定め、六ヶ村宿老中が自律的に処理するのが原則だったことと一脈相通じ、^② この時期信長は熱田社の伝統的特権や権威をそのまま認めていたと思われる。

他にも上洛以前、信長が守護不入をはじめ寺社における伝統的特権をそのまま認めた事例は数多く見られる。たとえ守護不入とは明示されていなくても、それに準ずる譴責使不入権や自検断・アジュール権が認められた寺社は、表1に示したように、熱田社以外にも多数存在する。これは後の時期と比べても圧倒的に多く、この時期残された文書の量を念頭において考えても、その事例は実に多いと判断される。

永禄一年九月入京以後も、信長の寺社に対する守護不入権の安堵は続いている。しかも以前には必ずしも明らかにしていない、守護不入・守護使不入という用語が明示されており、その中には山城曇華院のように、信長が自分の「面目」をかけて、それを貫徹しようとした事例もある。^③ 義昭の命令を受けて守護不入権を保証した事例もあるが、曇華院などの場合は信長の独自の判断によるもので、上洛後も、彼の寺社保護の路線は依然として貫徹されていた。従って永禄二二年正月、義昭の許可を得て信長が出した、寺社本所領に対する押領を厳禁した「室町幕府殿中掟追加」^④ は、決して「タテマエ」ではなく、まさにこの時期信長における寺社政策の基調が保護路線であることをあらわしている。

しかし信長と義昭との関係に生じた亀裂が鮮明となる元亀年間に入ると、以前とは異なる信長の姿勢があらわれる。元亀元年（一五七〇）正月、信長は五カ条の事書を義昭に呈して承認させ、「天下之儀、何様ニも信長ニ被任置之」^⑤ ことになった。その結果、義昭の行動は制約され、両者の関係もだんだん悪化する。同年四月、信長は朝倉義景を征伐するため越前に入るが、浅井長政や六角義賢の挙兵によって失敗に終わった。それ以降信長は苦しい状況下におかれ、存亡にかかわる戦いが長年にわたって続いた。浅井氏・朝倉氏をはじめ、六角氏、延暦寺、本願寺、三好三人衆に、義昭、武田氏まで加わる信長に対する「大包圍網」が成立し、厳しい状況に追い込まれた。^⑦ これによって彼の危機感も以前とはくらべもの

にならないほど高まる。

元亀二年の延暦寺焼打ちは、ちょうどこの時期におこなわれた。存亡の岐路に立たされた信長は寺社保護のみの既存路線を変更し、自分に敵対する寺社に対しては徹底的な弾圧を加える路線に転換したのである。それと同時に、なるべく数多い寺社を味方につけ、その軍事力を利用しようとする信長の動きも活発になった。忠節をもとめる事例が頻出したのも、まさにこの時点であった。このようにして、忠節↓保護・敵対↓弾圧の論理が織田政権における寺社支配の基本原則として成立することになった。

かかる忠節↓保護・敵対↓弾圧の論理は、天正三年越前で典型的にあらわれる。一方には弾圧政策が、一方には保護政策が実施され、両政策は互いに併存するようになった。信長にとって弾圧が保護かは、天台・真言・禅・法華・浄土という特定宗派とは基本的に無関係で、信長を敵方とするか否かによって決められる性質のものであった。同じ浄土真宗でありながら、信長に敵対した本願寺系寺院は「山々谷々無残所搜出、くひをきり候、十七日到来分二千余、生捕七八十人在之、則くひを切候、同十八日、五百・六百つ、方々より持来候、一向不知数候^⑧」というように厳しく弾圧された反面、彼に忠節を尽くした高田派系寺院は寺領安堵・課役免除などの保護を受けていたのは、その好例であろう。

しかしそれと同時に、天正三年を境に、かかる典型的な寺社支配の原理は変化しはじめる。天正三年以降、織田政権の寺社勢力に対する支配が強化され、保護の面でも弾圧の面でも、内容的に以前とは大きく異なる点があらわれる。天正三年正月信長は次のような朱印状を下した。

浴中・浴外寺社本所領、或号請本地、或手續代官、令押妨、剩年貢・所当不納之族、太以曲事之次第也、所詮、於自今以後者、以補任雖被宛行、有改□（易）、順路之輩仁被申付（A）、寺社本所無退転之様、可有覚悟候也（B）、仍状如件、

天正參

正月十日

信長（朱印）

この文書は宛名からわかるように、洛中洛外の全寺社を適用対象としているのが注目される。ある特定地域の全寺社を対象とする信長の総括的ないし一括的寺社政策は、この時期に至って初めてあらわれたのである。

天正三年以前、ある特定の寺社に対する信長の政策は、その寺社と信長との個別的関係をもとに成立し、たとえば保護か弾圧かは信長との個別的親疎関係によって決められるのが原則であった。ところが、天正三年、当時政治の中心である京都の全寺社を対象に、その一般的指針となる政策がはじめてあらわれ、保護の内容・形式は大きく変化するようになった。信長が義昭のかわりに中央権力を掌握するにつれ、寺社と信長との関係も再定立され、従来の単なる個別的関係に基づく「個別的」保護は、不特定寺社を対象とした「一括的」保護へ大きく変わったのである。かかる事例は門跡・公家衆を対象とした同年三月の徳政令からも確認され、同じく十一月、一斉に行った「諸家悉新地之事、今度自左大將殿（信長）被遣之云々」^⑥の新地給与も、「一括的」保護という面では基本的に同じ性質を持つものであった。

信長は寺社領を保護し、そのかわりに京都の全寺社に、傍線部Bのように寺社本来の役目である勤行・修理（無退転）を強要した。寺社にとっては傍線部Aのように、自分をもつ補任権が従来のように機能せず、そのために信長による保証を得られない限り、寺領支配は成り立たなかった。年貢未進など「押妨」代官に苦しめられていた寺社は信長の武力に頼って、ようやく寺社領支配を維持することが可能になった。もし代官が不服とし寺社との紛争が発生する場合、それを解決しうるものも他ならぬ信長であり、寺社にとって織田政権への依存は一層高まる。

一方、天正三年十一月以降、中央政権を握った織田政権の安定化につれ、信長に敵対する寺社勢力は減少し、それによって徹底的な弾圧の事例も激減するようになった。いわゆる「皆殺し」という徹底的寺社弾圧の事例は主に天正三年までに集中しており、天正四年以降は、その事例がほとんどなくなる。

もちろん敵対すれば弾圧する、味方し忠節を尽くせば保護するという寺社支配の基本原則は、織田政権の最終末期まで基本的には依然として貫徹されていた。守護不入権の保証さえ、その数は減りその内容も以前より制約されたものの、天正四年以降にも続いていた理由はここにある。しかしそれと同時に、表1に示したように、その事例が主に天正三年以前に集中し、天正四年以降は急激に減少してしまふ現象にも注意する必要がある。永禄一一年九月七日の上洛以前、九件の事例が確認される守護不入権は、上洛後も六件、義昭が追放された天正元年七月二日以降も四件があつたが、独自の政権を樹立した天正三年一二月以降は二件、本願寺が屈服した天正八年（一五八〇）四月以降は一件にすぎない。織田政権の安定化につれ、信長に敵対しづつけた寺社が減少したように、もはや特別に優遇する寺社もほとんどなくなったのである。

2 「悔返し」と「礼銭免除」政策

天正四年以降、織田政権の安定化や寺社勢力に対する圧倒的優位の確保にともない、信長は寺社に対して、以前とは大きく異なる姿勢を示すようになった。天正八年八月、本願寺が織田政権に最終的に屈服し、敵対する寺社が殆どなくなったその直後、信長は紀伊の金剛峯寺に対して、次のような文書を下した。

大和国^①有智郡事、如近年宛行候訖、金可進退、自然不儀之子細有之者、可悔還候条、別而可抽忠節事、專一候也、
天正八

九月廿一日

金剛峯寺惣中^②

信長（朱印）

笠松宏至氏によると、「中世には一度仏神領として寄進された所領は、何人もこれを悔返すことはできぬ、という慣習法が公武を通じて強力にその威力を発揮していた^③」。また「仏のもの」と「僧のもの」（各院、坊、僧らもの）とが区別され

表3 天正10年甲・信地方の禁制

対象	禁制の数	礼銭免除の数
寺社	26	14
郷・村・町	23	17
宛名不明	3	3
総計	52	34

注、表は【増訂織田信長文書の研究】をもとに作成。

ており、当時は前者に寄進した場合、その土地は仏のものとなり、再びもとに戻らないと意識していたとされる^⑭。

ところが、この文書には、①宛名が各院・坊・僧個人ではなく金剛峯寺惣中である、すなわち信長の寄進対象は人(僧侶)ではなく仏(金剛峯寺)である、②信長は忠節を尽くさないと、かかる仏領といっても悔返しうると認識していた、という点が示されている。

仏領でも悔返しうるといふ、こうした信長の認識は、まさに中世以来の慣習法と大きく異なる観念として注目に値する。もちろん神仏領でも悔返しうるといふ認識は信長にはじまるものではない。すでに応仁・文明期、神領であっても「利運」がある場合、それは返還しうるといふ規定が存在する^⑮。しかしそれは「利運」という制限があり、「利運」より主観的ないし個別的なものにすぎない私的「忠節」をその基準としている信長とは大きく異なる。神仏領に対する伝統的観念は、このように信長によって一層否定されることになったのである。

金剛峯寺以外に信長が悔返しを主張した事例は見あたらないが、中世以来の慣習法とは異なって、寄進した仏神領でも悔返しうると信長が認識していたのは確実な事実で、この点は評価すべきであろう。しかも、かかる信長の認識は、織田政権を継承した秀吉につながる方向性をもっていた。

秀吉は天正一三年(一五八五)一月、大徳寺に千五百四十石余を寄進し「勤行等無懈怠、堂舎修理以下事、聊不可有由断、若於無沙汰者、可悔還之状如件^⑯」と命じている。これは決して大徳寺に限ることではなく、同年同月、秀吉は全く同じことを天竜寺^⑰、東福寺^⑱、長福寺^⑲、東寺^⑳、泉涌寺などにも強要していた。信長が寺社に強いた忠節は、秀吉には勤行・修理に変わったものの、信長の寺社領に対する悔返し主張は、このように豊臣政権に継承され、秀吉によって完全に政策的に確立したのである。

天正一〇年三月・四月に甲・信地域で多く見られる信長による「札銭免除」政策は、かかる中世と異なる論理の端緒がより鮮明にあらわれたものである。同年三月五日、安土城を出発した信長は、同月信州・甲州を攻略し武田氏を亡ぼした。その軍事行動と関連して、表3に示したように、「札銭免除」の文言が入った禁制が数多く出され、現在知ることのできる五二点の禁制中の三四点で確認される。次の禁制もその中の一つである。

禁制
甲州□□□□^{〔諏訪社〕}

- 一、甲乙人等乱妨狼藉事
- 一、対還住百姓以下、成煩事
- 一、非分課役事

右条々、若有違犯之輩者、忽可被嚴科者也、

天正十年四月 日 (「天下布武」朱印)

御判銭・取次銭・筆耕等、不可出之、^②

札銭は中世、とりわけ室町・戦国期に盛んであり、前述したように織田期も数多く見られる。すなわち、室町幕府は寺社領に関する諸権利の認定や保証に付き、寺社に莫大な札銭を求めており、これは織田政権にとっても基本的には同様であった。しかしこの天正一〇年に至ると、制札の発給に付き「御判銭・取次銭・筆耕等、不可出之」とし、従来とは大きく異なる姿勢を示す事例が数多くあらわれたのである。

この札銭免除政策については、すでに山室恭子氏が「受益者から手数料を取らず、政権の財政から直接に俸給や経費の支弁を受ける『官僚』の萌芽^②」と指摘し、「信長は政権の末期にこの手数料を廃止して無償で文書を配布するという画期的な政策の採用に踏み切った」とされる。また天正一〇年に至り、禁制の書止文言が以前の「仍下知如件」から「者也」へと簡略化するのも「代価を支払って獲得するものから無償で下賜されるものへと、文書の性格が変わったのにもなう

書式の変更であった」と高く評価している。²⁶⁾

ただし、山室氏は指摘していないが、信長の場合「札銭免除」の事例は既に永祿一二年には始まり、元龜元年八月には清水寺に対して制札銭を返した事例もあり、その家臣による「制札銭・上使銭・差出銭」免除の事例もみられる。²⁷⁾従って、天正十年の甲・信地方における札銭免除政策の意義は、札銭免除それ自体にあるのではなく、①以前とは異なって、同じ内容の文書を一齐に発給した数多い事例が確認され、札銭免除は政策として確実な方向性をもっていた、②札銭免除の項目に、以前にはなかった取次銭の禁止が初めて新たに加えられた、という点にあると思われる。

札銭は制札銭(判銭・筆耕料)・取次銭・上使銭などの名目に構成され、「為音信、金子二枚到来候」(大和薬師寺)²⁸⁾のうに音信が事実上、札銭として機能している場合もあった。何より札銭は、信長の家臣毛利良勝が「御朱印相調進之候、御寺中(大和薬師寺)之儀、弥異儀有間敷候、上様江金子壹枚・御かたひら式ッ上申候、取次へ金子五両、又筆号(耕)銭銀子壹枚、相渡候、御大儀共候」というように、信長はもちろんその家臣にとっても重要な財源であった。特に家臣分である取次銭の金額は薬師寺の場合、判銭には及ばないものの、筆耕料の五倍に達する高率(当時の金銀比価は金一対銀一〇以上)²⁹⁾で、寺社にとっては過重の負担であった。

天正一〇年に初めてあらわれた取次銭の禁止は、かかる中間家臣による寺社に対する恣意的介入を排除したものである。のち秀吉が「給人百姓三たのまれ、礼儀・礼物一切不可取之、至後日も、被聞召付次第、可被加御成敗事」とか、秀次が「検地ニ、面々上下共ニ、一粒一銭・礼儀礼物召置族有之ハ、以来き、出次第可為曲事」とし、給人(家臣)の恣意的介入を抑制したように、信長も取次銭などの札銭免除を通して、家臣らの寺社に対する恣意的介入を制約しようとしたと思われる。信長は、札銭を媒介とした寺社と家臣との癒着関係を断ち切り、寺社を自分に直接に従属させ、寺社に対する直接支配の強化をはかったのである。³⁰⁾

一方、天正一〇年に、札銭免除がはじめて確固たる政策として成立したのは、織田政権の寺社勢力に対する圧倒的優位

が確実になったという当時の状況と密接な関係があった。

信長はすでに永禄二二年の段階で、フロイスに「外国人なるが故に免許状のため、金又は銀を受くる時は好き評判の伝はらざる恐あり^⑤」とし、制札銭を免除してくれたように、基本的には、札銭を取らないのが好評判につながると認識していた。しかし織田政権の力が不十分で、寺社から軍資金として札銭をとらざるえない段階では、札銭免除の政策を全面的に実施できず、「無償で下賜される」政策に転換するためには、寺社に対して圧倒的優位に立つ天正一〇年を待たざるを得なかったのであった。

もちろん、その転換の徴候は、それ以前から確認される。天正八年七月、信長は本願寺に「為祝儀、青鳥殊太刀一腰并銀子千両到来、喜悅之至候、仍黄金三百両相贈之候、表祝詞計候^⑥」という文書を出した。札銭を納め続けてきた信長が従来とは異なって逆に、黄金三百両という龐大な金額を返礼として、本願寺におくった。しかも、信長はむしろ約三倍以上の価値を持つ金額を本願寺に与える、それ以前にはほとんどみられない不思議な行動をとっていたのである。

この段階に至ると信長は、もっぱら札銭に依存していた室町幕府とも、それ以前の自分とも一線を画するものになった。それは、寺社から札銭をとる存在から、もはやそれさえいらぬ寺社の上に君臨する存在に変身をとげはじめたためであった。ちょうどこの時期にあらわれた高野山に対する悔返しの主張もこれと連続性をもち、天正一〇年における札銭免除の政策はまさに、かかる傾向の帰結点だった。それは寺社勢力を掌握した「武家」織田政権の成立を、内外に示したものであった。そして中世とは異なる方向性を保つ信長の「悔返し」「取次銭」免除の方針は、その後秀吉に継承・発展されたのである。

① 以後、熱田社は弘治年間の社領安堵や竹木・郷質の免除、永禄五年の六十六部廻国衆の往来保証、天正四年の神職安堵など様々な保護を信長から受けた（『信長文書』上、一・一九・二二・二三・三一・六二〇号）。

② 『信長文書』上、一七頁。

③ 元亀元年三月、信長は山城大住庄の代官である一色藤長を排除し、この地に対する曇華院の守護不入の特権を認め、同院の直轄領として

安堵した(『信長文書』上、二二五号)。しかし排除された義昭の側近である一色藤長の抵抗も続く、元亀二年七月、信長は再び、それを制止している。信長は「境内無煩様二御下知等明白候」(『信長文書』上、二八九号)とし、義昭を全面に出しながらも、「殊更信長別而執申たる条、若相違候てハ、外聞も無是非候、無異儀之様二御馳走簡要候」(『信長文書』上、二九〇号)と、実はあくまで自分の「面目」をかけて、「御女儀故」(『信長文書』上、二八九号)無視されている豊華院を保護している。

- ④ 永祿一二年二月、幕府の祈願所である摂津忍頂寺に下した朱印状(『信長文書』上、一四九号)。
- ⑤ 『信長文書』上、一四二号。
- ⑥ 『信長文書』上、二〇九号。
- ⑦ 『信長公記』卷三・四・五、『信長文書』上、三六四号。
- ⑧ 『信長文書』下、五三五号。
- ⑨ 『信長文書』下、四九三号。
- ⑩ 『信長文書』補、一五二号。
- ⑪ 『兼見卿記』(史料纂集本) 天正三年十一月十五日条。
- ⑫ 『高野山文書』家わけ一ノ二(大日本古文书) 三三三号。
- ⑬ 笠松宏至『法と言葉の中世史』(平凡社、一九九三年) 一三〇頁。
- ⑭ 同右「仏物・僧物・人物」。
- ⑮ 『室町家御内書案』『中世法制史料集』第二卷・室町幕府法(岩波書店、一九五七年) 二七七、二七九頁。
- ⑯ 『大徳寺文書』家わけ十七ノ一(大日本古文书) 一〇一号。
- ⑰ 『鹿王院文書』九(京都大学所蔵影写本)。
- ⑱ 『東福寺文書』家わけ二十ノ三(大日本古文书) 五三七号。
- ⑲ 『長福寺重書抄』(石井進『長福寺文書の研究』山川出版社、一九

九二年、一二〇八号)。

⑳ 『東寺文書』(上島有『東寺文書聚英』同朋舎出版、一九八五年、四七九号)。

㉑ 『泉涌寺文書』『泉涌寺史』資料編一三五号。

㉒ 『諏訪明神社文書』『新編甲州古文书』第一。

㉓ 礼銭については、断片的には様々に言及されているが、本格的研究は未だ充分ではない状況である。田中浩司氏は礼銭の用例を、①訴訟、②文書発給、③補任料、④將軍の御成・代替り、⑤合戦と五つに分類している(同「中世後期における「礼銭」「礼物」の授受について」『経済学論纂』(中央大) 三五卷四号、一九九四年)。

㉔ 山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、一九九一年) 二七四頁。

㉕ 同右、二九六頁。

㉖ 同右、二七六頁。

一方奥野氏はこの政策について、御判銭・取次銭・筆耕等の免除のかわりに、織田政権は別の礼銭をとっていたとの認識を示しているが、根拠は提示されていない(同『信長文書』下、七二二頁)。しかし、かかる多くの事例が特にこの時期、この地域にかぎってあらわれている点が注目される。信長に礼銭徴収の意図があれば従来通りで十分で、わざわざこのような表現を用いる必要はない。文字通り信長による礼銭免除であり、山室氏のように、従来の礼銭政策の転換とみるのが妥当だと思われる。

㉗ 『日本耶穌会年報』『信長文書』上、一六三号。

㉘ 『信長文書』補、二八号。寺社ではないが、天正四年十一月、柚大銀引・鍛冶・桶結・屋葺ら職人に「棟別・臨時段銭・人夫礼銭・礼米・地下並以下」を一切免除した事例もある(『信長文書』下、六七二頁)。

㉙ 天正三年九月、当時越前大野郡内を支配していた金森長近は、領内

の折立称名寺に「制札銭・上使銭并差出銭之事、一切不可出、若何かと
違乱輩於在之ハ、早々可注進之候者也」（「称名寺文書「福井県史」
資料編七」という内容の禁制を出していた。

③④ 【信長文書】下、八二五号。

③⑤ 【信長文書】下、四三六頁。

③⑥ 滝沢武雄「日本の貨幣の歴史」（吉川弘文館、一九九六年）一六二頁。

③⑦ 「片桐文書」（宮川満、「太閤検地論」第三部、御茶の水書房、一九

六三年、三二四頁）。

③⑧ 「柳文書」「太閤検地論」第三部、三三五頁。

③⑨ 特にこの取次銭の禁止は、秀吉に継承されていた。天正十八年八月、

③⑩ 注⑦と同。
③⑪ 【信長文書】下、八七六号。

おわりに

五山に対する人的支配権の象徴である公帖発給は、依然として義昭が掌握しており、信長がここに介入した事例は全く見あたらない。五山系寺院の寺領は、天竜寺のように、知行安堵を保証する信長の朱印状を得てこそ、保護される場合もあった。だが、信長が五山系寺院の人事権に干渉した事例はほとんどなく、寺社内部への介入には基本的に消極的姿勢を示していた。天正九年一〇月、宇治平等院領に対して訴訟が発生した際も、信長は「所詮、於彼院領者、為宇治内之条、此方代官ニ申付候、至住持者、信長無案内候」とし、人事の問題には介入せず、寺領だけを判決の対象としている。

織田政権の政策の中で、保護と弾圧の事例が混在していることも、寺社支配における信長の限界性を示していると思われる。保護か弾圧かは、宗派とは基本的に関係がなく、信長に味方し忠節を尽くせば保護を、敵対すれば弾圧を加えるものであった。もちろん、弾圧・保護の最終的選択権はあくまで信長が握っており、保護の側面が重視された室町幕府に比べ一歩進んだ姿勢であった。しかし、比叡山焼打ちの場合も最初から選択肢が提示されたように、信長は自分に敵対しな

い限り弾圧を加える用意は全くなく、しかも「於忠節之輩者、雖為一揆等其罪免、本知勿論、依其身働新知可充行」^③と、一度敵対した寺社さえ、降服し忠節をつくせば、ゆるされ保護されたように、結局は寺社がどちらを選択するののかによって決められるものであった。その結果、信長が自分を敵対する寺社だけを「悪僧」とし、その武力については徹底的な解体を試みながらも、自分に味方した寺社の「武力」はそのまま容認する二重性をもつようになった。このような点で、信長の寺社支配は依然として不十分なものであった。

しかし、天正三年を境にこれとは異なる様相があらわれた。織田政権の中央政権化にともない、洛中洛外の全寺社を対象とした「一括的」保護政策がはじめて成立した。また本願寺が屈服した天正八年以降は、寺社に軍事的忠節を要求する事例自体が突然消えてしまう現象が現れた。信長にとつて、これ以上寺社の武力に頼る必要性がなくなったためであった。それと同時に、守護不入など特別な保護を与える事例もほとんど見られなくなった。敵対勢力が激減し、もはや特別に優遇する必要がある寺社もなくなったのである。

信長は天正八年、本願寺の礼銭銀千両に対して黄金三百両を返し、もはや自分と寺社とは同格でないことを内外に示した。ちよどここの時期あらわれた金剛峯寺の寄進地に対する「悔返し」主張も、中世・伝統的観念を超越しようとした信長の姿勢を示すもので、天正一〇年、甲・信地方の「礼金免除」政策は、まさにかかる傾向の帰結であった。室町幕府のように、寺社から礼銭をとり続けていた織田政権の寺社政策は、この時点で大きく転換したのである。特に天正一〇年、取次銭が禁止され、家臣らによる寺社に対する恣意的搾取や介入が抑制されたように、寺社がもつぱら保護の対象となつた。「寺家」の上に君臨する「武家」織田政権の指向は、まさにここによくあらわれ、やがてかかる政策は「悔返し」とともに秀吉の寺社政策につながつたのである。

① 「信長文書」下、八九三号。

② 「信長文書」下、九六一号。

③ 「誠照寺文書」「福井県史」資料編五。

The Management of Religious Institutions by the Oda Regime

by

PARK Sucheol

There are two conflicting theories regarding the characteristics of management of religious institutions under the Oda regime, but both theories lack adequate explanation about the system. Thus this paper considers the regime's principle and structure of the management system of shrines and temples.

In Chapter 1, the characteristics of Nobunaga's management of religious institutions can be divided into three different categories; overall oppression, overall protection and partial protection. In this paper, I argued that these three categories were neither confronting nor contrary to each other; in fact, they co-existed. This paper examines the basis on and criteria under which Nobunaga divided the system into 3 categories, and mentions the concept of loyalty-protection and resistance-oppression. Increasingly, Nobunaga demanded military duty as a sign of loyalty to him around the Tensho period but his demand subsided as the regime secured stability. This paper will also examine the implication of this phenomenon.

Chapter 2 considers the development of management over religious institutions during the Oda regime. I will examine implications of Nobunaga's call for recapturing (悔返し) the *Koyasan* temple in the Tensho 8, and point out that Nobunaga tried to break away from the Middle Age concept. The recapturing plan was carried over to the Toyotomi regime and was included in his policy framework. In relation to the *Reisen* (礼銭) Exemption policy, which was carried out in Kai and Shinano provinces under Nobunaga's command in Tensho 10, the emphasis was placed on the clause prohibiting commission (取次銭), which was also included in the policy framework. From the previous period, Nobunaga, like Muromachi Bakufu, found it difficult to depart from the *Reisen* structure, which had become customary and used to be carried out since the Middle Ages. The *Reisen* Exemption policy was the indication of Nobunaga's effort to reform the old structure and therefore, the Year of Tensho 10 should be seen as one of the defining moments in the annals of the Oda Regime.